

## 公立大学法人滋賀県立大学の業務の実績に関する評価結果について（概要）

地方独立行政法人法第 78 条の 2 の規定に基づき、滋賀県公立大学法人評価委員会は、滋賀県立大学の第 3 期中期目標期間（平成 30 年度～令和 5 年度）のうち令和 2 年度の業務運営の実績等について、評価を行った。

## 1 項目別評価の結果概要について

〔評価結果説明書 P5～6〕

項目名	S 特筆すべき 進行状況	A 計画どおり	B 概ね 計画どおり	C やや 遅れている	D 重大な 改善事項あり
大学の教育研究等の質向上		○			
大学経営の改善			○		

## 2 全体評価の結果概要について

## (1) 評価結果

〔評価結果説明書 P2～4〕

進行状況については「概ね計画どおり進んでいる」

## (2) 特筆すべき事項

〔評価結果説明書 P4～5〕

## ① コロナ禍における様々な取組

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、前期授業は、可能な授業に関しては遠隔授業を実施し、実験や実習などの対面で行う必要がある授業に関しては、7 月下旬から 9 月上旬にかけて集中的に実施し、学生の学修機会の確保に努められた。また、後期授業に関しては、原則対面での授業を実施するため、大人数が受講する際の教室分散や食堂等での飛沫感染防止のための遮蔽板の設置などのソーシャルディスタンス確保徹底に努められた。

「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」を考え方の基本としている県立大学において、学生が地域の課題解決に取り組む「近江楽座」についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、前期の実施は見送っていたが、活動を再開するにあたり、感染予防の活動指針を示し、指針の遵守を要件に活動を再開する仕組みを整えられ、地域との連携の際は、地域住民に対しても丁寧な説明を実施し、活動された。また、県外への移動など活動が制限される部分に関しては、インターネット環境を積極的に活用し、毎年の活動と差がでないよう学生が工夫しながら活動に取り組まれた。

オープンキャンパスについて、感染症対策の観点から対面による開催を中止し、インターネット環境で実施された。活動に制限がある中、学生と連携し、受験生や保護者に対して情報の発信に努められた。

## ② 研究等の質の向上に向けた取組

研究者育成方針に基づき、令和元年度に整備された若手研究者向け支援制度の周知を図り、外部競争的資金を獲得するなど新制度の活用に努められた。

## (3) 今後の取組を期待する事項および課題となる事項

### ① ニューノーマルなど将来を見据えた取組

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、様々な活動が制限され、オンライン化が急速に進展するなど、大学を取り巻く環境は大きく変化している。また、初等教育や中等教育においてもオンライン化が加速していることから、令和2年度に整備されたオンライン環境等について、将来を見据えたより質の高い学修環境の整備に繋がることを期待する。

### ② 備品整備等に関する取組

開学から26年が経過し、備品等についても老朽化が進んでおり、計画的な更新が必要となることから、将来的な人材育成や研究活動等を持続的に行うため、大学の将来的な発展に寄与する整備計画を策定されるなど、着実に進められることを期待する。

### ③ 財政基盤の強化等に関する取組

学生支援や教育環境の充実を目的として創設された「未来人財基金」について、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業訪問等での寄附の獲得が困難となり、継続的な寄附を得る仕組みの構築が難しいことから、既存の制度等を活用するなど、より一層の獲得に努められたい。